

独立行政法人工業所有権情報・研修館 平成29年度計画

平成29年3月

独立行政法人工業所有権情報・研修館

独立行政法人通則法第31条第1項に基づき、独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」という。）における平成29年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

I 年度計画の期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日（1年間）

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 産業財産権情報の提供

A. 産業財産権情報の普及及び内容の充実

(1) ユーザーに対する産業財産権情報の普及・提供

<世界最高水準の産業財産権情報提供サービスの実現>

- ①平成28年度に引き続き、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）、文献等の一括ダウンロードサービス、画像意匠公報検索支援ツールについては、定期メンテナンス等に必要な期間を除き、原則24時間体制で安定的な運用を行う。J-PlatPat 及び画像意匠公報検索支援ツールの定期メンテナンス等に必要な期間を除いた年間の稼働率を99%以上とする。
- ②産業財産権情報を提供する全ての情報システムについて、サービス中断の恐れがあるインシデントの発生件数、インシデントへの対処件数等を活動モニタリング指標とし、安定的なシステム稼働の目標を達成するように適切な業務管理を行う。また、上記サービスを担うシステムの稼働状況を常時モニタリングし、サービス中断の恐れがあるインシデントが発生した場合は、その記録を正確にとると同時に、サイバー攻撃などの重大なインシデントに対しては、速やかに障害拡大を防ぐ措置をとるなど、適切な対応をする。
- ③独立行政法人情報処理推進機構やシステム関係機関が提供する情報システムやソフトウェアの脆弱性等に関する最新情報を常時チェックし、産業財産権情報提供サービスを提供する情報システムに関連する情報を得た場合は、速やかに適切な対策を講じる。

④J-PlatPat については、産業構造審議会知的財産分科会とりまとめ（平成26年2月24日分科会決定）において示された「諸外国の同様のサービスを超越する世界最高水準のサービス提供を目指し」という方針を踏まえ、外国知財庁が提供しているサービスとの比較を行いつつ、我が国ユーザーからの要望が高い新たなサービス機能の付加、ユーザビリティ向上及び後年度の改造等におけるコスト削減が可能になるシステムアーキテクチャーの実現等を主目的とするシステム更改を、平成28年度に作成したロードマップに基づき、平成31年度に実施することを目指す。このため、平成28年度に鋭意検討を行った次期システムの要件に則って、平成29年度の第2四半期までに次期J-PlatPat サービス提供事業者を公募・選定し、事業者決定後は、直ちにシステム的设计・開発に取りかかる。設計・開発にあたっては、策定したロードマップとマイルストーンに従って進捗管理を適切に実施する。

<特許庁業務・システム最適化計画の進捗に対応して実施する機能向上>

- ①「特許庁業務・システム最適化計画」（平成25年3月15日改定）の進捗状況を踏まえて、ユーザーからのニーズの高いJ-PlatPat の検索機能の向上を平成29年度末までに実施する。また、平成28年度に試験運用を開始した現行J-PlatPat における公報等の固定アドレスサービスについては、試験運用中の同サービスの利用状況及びJ-PlatPat システム全体への影響等の課題に関して問題がないことが確認できたため、平成29年度より同サービスを試験運用から通常運用に移行させるとともに、ユーザーに対する利活用を促進する。
- ②上記以外のJ-PlatPat の機能改善については、制度改正等に伴って速やかにサービス提供を行うことが必要な項目に限って実施することとし、遅滞なくサービス提供ができるように適切な進捗管理を行う。
- ③平成31年度にサービス提供開始を目指す次期J-PlatPat のシステムにおいては、「特許庁業務・システム最適化計画」（平成25年3月15日改定）に基づいて特許庁が構築する情報システムとの最適かつ効率的な連携を行うことによって、ユーザーニーズが高い機能向上を実現することとしており、準備段階においても、特許庁との連携を適切に行いつつ開発を進める。

<産業財産権情報提供サービスの利用者拡大>

- ①J-PlatPat 等の利用者拡大のため、平成29年度はJ-PlatPat 等利用促進講習会（パソコンを使った演習も含む）やセミナー（以下「セミナー等」という）を、全国各地で20回以上開催する。受講者は、個人、中小企業等の従業者に加え、中小企業等支援機関の支援担当者、地域や大学等でJ-PlatPat 等の利用促進のセミナー等の講師又は指導者を目指す者を対象とする。セミナー等のテキストは、誰でも理解しやすい内容とし、受講者が後に他者に対しても説明できる資料とすることで、セミナー等の波及効果を高めることとする。また、経済産業局及び沖縄総合事務局（以下、「経済産業局等」という。）や知財総合支援窓口等の協力を得つつ、地方の主要都市で開催するセミナー等の年間開催スケジュール案を4月末までに策定することをマイルストーンとし、セミナー等の参加者数、セミナー等資料の大学、企業内等での利用回数等を活動モニタリング指標として、適切な業務管理を行う。
- ②全国各地域の中小企業、研究開発機関、教育機関等におけるJ-PlatPat の利用促進を目的とし

て、平成29年度の第2四半期までに知財情報の検索・調査に精通した人材を確保する具体計画を策定し、平成29年度の第3四半期までにモデル地域を選定して当該地域を主に担当する知財情報調査指導人材を確保し、平成30年度から実施する同人材による講習会やミニセミナー等の開催とその効果検証に向けた準備を進める。

<整理標準化データ作成・提供事業の段階的廃止>

- ①整理標準化データを作成し、特許庁のデータ更新日から原則11日～17日で民間の特許情報提供事業者等に提供する。
- ②平成28年度に実施した整理標準化データ作成事業の廃止に向けた特許情報提供事業者等への影響調査を踏まえ、同事業の段階的廃止のスケジュール案を策定する。

(2) 外国の工業所有権庁との産業財産権情報の交換及び情報の活用

<我が国出願人への外国知財情報の提供>

- ①外国の工業所有権庁から産業財産権情報データについて我が国特許庁を経由して確実に収集し、適切に保管管理する。
- ②ユーザーからの要請が高い米国公開公報、米国特許公報、欧州公開公報について、人手翻訳により和文抄録を作成し、J-PlatPat を通じてユーザーに提供する。

<我が国出願人の権利保護に資する公開特許公報の英文抄録作成>

- ①外国の工業所有権庁において実体審査等の際に我が国の特許文献を先行技術調査等で利用できるよう、我が国特許庁が発行する公開特許公報の英文抄録 (Patent Abstracts of Japan: PAJ) を全件作成し、外国の約80カ国の工業所有権庁に提供するとともに、J-PlatPat の英語版から諸外国のユーザー等が利用できるようにする。
- ②日本の特許分類であるFタームを解説したFターム解説について、新設された8テーマ程度の英訳を作成し、J-PlatPat の英語版を通じて外国の工業所有権庁の審査官及びユーザーがオンラインで検索・参照できるようにする。
- ③日本の特許分類であるFIの解説をしたFIハンドブックについて、新たな改正項目の英訳を作成し、J-PlatPat の英語版を通じて外国の工業所有権庁の審査官及びユーザーがオンラインで検索・参照できるようにする。
- ④我が国特許庁が発行する特許・実用新案に関する各種公報及び特許に関する整理標準化データを基に、日米欧の特許庁間が定めた「三極データ交換」の取り決めに基づくフォーマットに則って加工・編集した公報書誌データ等を作成し、我が国特許庁を経由して外国の工業所有権庁に提供する。

(3) 審査結果等情報の提供システムの的確な運用

<特許等の審査結果に関する情報の的確な提供>

- ①外国の工業所有権庁において我が国出願人が迅速に権利取得できるよう、我が国特許庁による審査の結果と出願書類等に関する電子化された情報を機械翻訳により英訳して提供する情報システムを、外国の工業所有権庁の審査官等に向けて安定的に切れ目なくサービス提供する。

<システムの機能改善>

- ①外国の工業所有権庁の審査官等ユーザーの声も踏まえ、機械翻訳の精度向上のために必要となる辞書の語彙等を概ね5、000語の増強を図る。

【主要な目標と活動モニタリング指標】

- ①J-PlatPat の年間の稼働率を99%以上とする。そのために、産業財産権情報を提供する全ての情報システムについて、サービス中断の恐れがあるインシデントの発生件数、インシデントへの対処件数等を活動モニタリング指標とし、安定的なシステム稼働の目標を達成するように適切な業務管理を行う。
- ②J-PlatPat の平成29年度の検索回数については、第三期中期目標期間の平均値の107%以上となることを目標とする。
- ③画像意匠公報検索支援ツールの利用頻度の指標として用いる検索回数については、平成28年度の実績値の105%を目標とする。
- ④引き続き、サービス内容ごとの利用者アクセスログから毎月得られるデータを主要なモニタリング指標とし、J-PlatPat 及び画像意匠公報検索支援ツールにおける新たな利用者拡大に向けた業務を適切に管理する。

B. 中央資料館としての産業財産権情報の提供

(1) 中央資料館としての情報提供

<情報の確実な提供>

- ①国内外の産業財産権情報に関する文献を確実に収集し、管理する。国内公報については、公報発行日に全件閲覧可能にする。また、国内公報のうち特に古い紙公報に関して保存方法を改善する。国外公報については、CD-ROMなどの媒体で提供されているものの整理を実施する。
- ②収集・管理する国内外の産業財産権情報に関する文献は、「工業所有権の保護に関するパリ条約」で定められた「中央資料館」の機能を担う公報閲覧室において、閲覧に供する。
- ③公報閲覧室には、高度な検索が可能な高度検索閲覧機器、CD-ROMやDVD-ROMに記録された資料等を閲覧できるPC等を設置するとともに、公報閲覧室利用者の文献調査等が円滑に実施できるよう、検索指導員を配置して利用者ニーズに迅速に応える。
- ④検索指導員による高度検索閲覧機器の利用講習会を、公報閲覧室にて原則毎月1回開催して新たな利用者の拡大を図るとともに、ユーザーから強い要請がある場合は臨時の講習会も開催する。利用講習会の開催状況（開催回数、受講申込者数、受講者数等）を活動モニタリング指標とし、公報閲覧室の利用促進に関する業務管理を適切に行う。さらに、講習会受講者アンケート

ト調査によって講習会の内容に関する満足度と改善要望等を把握し、内容の改善に努める。

<閲覧用インフラ等の見直し>

- ①中央資料館の中核的な情報インフラである高度検索閲覧機器については、最近の利用頻度に関する実績データ等にもとづいて平成28年度に検討した必要機器の見積もり台数を踏まえ、設置台数を見直す。
- ②高度検索閲覧機器の設置台数の見直しの後に、閲覧室利用者を対象にサービス内容とサービス水準に関するアンケート調査を行い、サービス水準が維持できているかを確認する。

(2) インターネット公報への転換にともなう中央資料館の機能の検討・見直し

<公報のインターネット化等を踏まえた中央資料館の機能の再検討>

- ①平成28年度に実施した今後の閲覧サービス機能の抜本的な検討の結果を踏まえ、平成29年度中に費用対効果比も勘案した上でサービス水準維持・向上に係る基本計画案を策定する。

<中央資料館の機能の再検討・見直しとユーザーへのサービス水準維持>

- ①公報のインターネット化以降の中央資料館の機能について、利用者に対するサービス水準の確保・向上と効果的かつ効率的な運営とが両立されるよう、利用者の希望を調査し、利用者の利便性の維持・向上に資する課題の有無を整理する。

【主要な目標と活動モニタリング指標】

- ①中央資料館の機能を担う公報閲覧室のサービス水準を維持・向上するため、検索指導員による高度検索閲覧機器の利用講習会を公報閲覧室にて原則毎月1回開催する。その際、検索指導員による高度検索閲覧機器の利用講習会の開催状況（開催回数、受講申込者数、受講者数、受講満足度等）を活動モニタリング指標とし、適切な業務管理を行う。
- ②公報のインターネット化及び外国の工業所有権庁との公報交換がメディアレス化となっていること等を踏まえ、中央資料館における閲覧サービス機能のあり方に関して平成28年度に検討した改善策に係る骨子案に基づき、平成29年度中に費用対効果比も勘案した上でサービス水準維持・向上に係る基本計画案を策定する。

C. 審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等

(1) 審査・審判に関する技術文献等の収集及び閲覧サービスの提供

<技術文献等の収集>

- ①特許協力条約に規定する国際調査の対象となる文献（ミニマムドキュメント）や非特許文献等を確実に収集・管理し、特許庁審査・審判部に提供する。
- ②非特許文献等については、特許庁の審査官等を含めた図書等選定の担当者会議にて決定された

タイトルの全てを収集し、特許庁審査・審判部に提供する。

- ③非特許文献等の収集・管理に際し、インターネットを介した有料閲覧が可能な文献については、雑誌の年間契約の開始前に紙媒体からインターネットサービスへの移行の可否を担当審査官等に確認し、可能なものは有料閲覧に移行することによって、収集・管理業務の効率化を図る。
- ④意匠審査において必要となる国内外の最新のデザインが掲載された商品カタログ・パンフレット等の公知資料について確実に収集し、特許庁審査部に提供する。

<出願人等に対する技術文献等の閲覧サービス>

- ①非特許文献等については、特許庁の審査官等を含めた図書等選定の担当者会議にて決定されたタイトルの全てが遅滞なく確実に収集されていることを確認するため、収集すべき文献リストと納品された文献リストの照合データ、蔵書検索システム（OPAC）への登録の照合データ等を活動モニタリング指標として業務管理を行う。
- ②収集した技術文献等をOPACに登録するとともに、出願人等からの閲覧請求に対しては、3開館日以内に図書閲覧室にて閲覧可能とする。
- ③出願人等のOPAC利用拡大を促すため、OPACについて情報・研修館が提供する各種セミナー等でも広報を行う。

(2) 審査・審判に必要な資料等の電子データの整備と貸し出し

<技術文献の電子化と文献データベースシステムへの蓄積>

- ①審査・審判で引用した技術文献のうち紙媒体で提供されている資料については、証拠書類として管理するため、電子文書化して文献データベースシステムに蓄積する。
- ②審査官・審判官が起案した通知書（拒絶理由通知等）において、引用した非特許文献のうち電子データとして提供されていない非特許文献については、出願人等に通知書とともに送付するため、受入から3開館日以内に電子文書化して文献データベースシステムに蓄積する。そのために、審査・審判で引用した電子文書化業務については、依頼から電子文書化までの日数を活動モニタリング指標とし、適切な業務管理を行う。

<審査・審判に必要な出願書類（包袋）の管理と貸し出し>

- ①出願書類（包袋）を確実に保管し、貸し出し請求に対しては、請求から2開館日以内に貸し出す。

(3) 電子出願ソフトの利用支援

<電子出願ソフトサポートセンターの管理・運用及び業務移管>

- ①電子出願ソフトの利用者を支援する問合せ窓口（サポートセンター）の事業においては、電子出願ソフトの操作方法等に関する利用者からの問合せ等迅速・的確に対応するとともに、サポートセンターに寄せられる問合せ等について、特許庁の電子出願ソフト担当者にフィードバ

ックする。

- ②サポートセンターの管理運用業務が平成29年末をもって情報・研修館から特許庁に業務移管されることを踏まえ、スムーズな業務移管が実施できるよう、移管計画に則って移管業務を遅滞なく進める。

【主要な目標と活動モニタリング指標】

- ①出願人等からの閲覧請求に対し、情報・研修館が収集した技術文献等については3開館日以内に、出願書類（包袋）の貸し出し請求については2開館日以内にそれぞれ請求者に貸し出しできるように、また、審査官・審判官が起案した通知書（拒絶理由通知等）において引用した非特許文献の電子文書化についても3開館日以内に電子文書化して文献データベースシステムに蓄積することを目標とする。この目標達成の管理のために、請求から閲覧提供までの日数を活動モニタリング指標として、文献や書類等の出納業務マネジメントを実施する。

2. 知的財産の権利取得・活用の支援

A. 相談サービスの充実

(1) 相談窓口の設置・運用等

<地域中小企業等からの相談を受け付ける知財総合支援窓口>

- ①平成28年度期初に特許庁から情報・研修館に業務移管された知財総合支援窓口事業では、特許庁の「地域知財活性化行動計画」（平成28年9月26日決定）に基づき決定された平成31年度の中央レベルのKPI（相談件数：95,000件、専門人材による支援件数：15,000件、よろず支援拠点との連携件数：1,500件）及び平成31年度の都道府県レベルのKPI（平成28年12月28日決定）を踏まえて定めた、平成29年度の中央レベルのKPI（相談件数：83,000件、専門人材による支援件数：13,000件、よろず支援拠点との連携件数：1,000件）及び平成29年度の都道府県レベルのKPIを踏まえ、特許庁等関係者や知財総合支援窓口の代表者等が一堂に会する「地域・中小企業の知財支援に関する連絡会議（仮称）」（年2回開催）等を通じ適切な業務マネジメントを行う。また、窓口業務の効率化に資する措置についても、実効性が高く、費用対効果比も高いものから順に検討し、実施に移していく。
- ②平成29年度の中央レベルのKPI及び都道府県レベルのKPIにおける相談支援の量的拡大に対応するため、47都道府県の知財総合支援窓口のうち、平成28年度に配置した相談支援担当者（中央採用で各窓口に配置する者）と相談対応者（各窓口採用で窓口に配置する者）だけでは地域企業等への支援サービスの量的拡大が平成29年度中に早晚限界に達すると判断される一部の窓口に対しては、相談対応者の増員等の措置を講じる。
- ③知財総合支援窓口の事業責任者の適切な業務マネジメント、相談支援担当者と相談対応者のス

キルアップのため、以下の会議や研修会を実施する。

- ・窓口の事業責任者を対象として、窓口業務の総合的かつ適切な管理（例えば、窓口業務管理における基本原則、経費管理における基本原則、窓口の活動目標と目標達成のための業務マネジメント、窓口スタッフの業務及び労務マネジメント、情報・研修館への報告や連絡、業務遂行上で必要となる関係機関との連絡・調整等に関すること等）について、年度始めに事業責任者連絡会議を開催する。
- ・窓口の相談支援担当者等を対象に、最新の知識の提供、相談支援実務に役立つ柔軟な対応力向上を図るための相談事例研究、情報セキュリティポリシーに則った秘密情報管理等に関する研修会を年2回開催する。なお、弁理士、弁護士、デザイン・ブランド専門家、中小企業診断士等の専門家、情報・研修館の営業秘密・知財戦略相談窓口や海外展開知財支援窓口等の専門人材、さらには中小企業庁が47都道府県に設置する中小企業の経営相談所であるよろず支援拠点等において経営相談に応じる専門人材との連携活動を強化するため、専門家や専門人材からの情報提供、窓口と専門家や専門人材との連携による取組事例の紹介、グループワークによる事例研究と意見交換の機会を研修会のプログラムに取り入れる。

<専門性の高い相談や支援要請に対応する窓口>

- ①情報・研修館に設置され、従来から専門的な相談支援サービスを全国規模で展開してきた3つの窓口（産業財産権の出願及び権利化の手続等に関する相談に応じる産業財産権相談窓口、営業秘密管理と営業秘密流出・漏えい事案に関する相談に応じる営業秘密・知財戦略相談窓口及び中小企業が海外展開する際の知的財産面でのリスク低減等の戦略に係る支援に応じる海外展開知財支援窓口）に加え、平成29年度は、中堅・中小企業の集積度が高い近畿地域に近畿統括本部を、第2四半期中に大阪市内に開設し、近畿統括本部に知財戦略支援、営業秘密管理支援、海外展開支援等を担当する専門人材を配置する知財戦略支援窓口－関西（仮称）を開設し、当該地域の企業等支援サービスを強化する。
- ②情報・研修館に設置する産業財産権相談窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口及び知財戦略支援窓口－関西（仮称）には、それぞれの業務が円滑に遂行できるように適正な数の専門人材を配置し、企業等からの相談支援要請に応える。さらに弁理士や弁護士による支援も受けられる体制とする。

<各窓口がもつユーザーサービス機能の総合的なマネジメント>

- ①知財活用支援センターは、センター長による統括的な業務マネジメントの下、センター傘下の地域支援部が所掌する知財総合支援窓口業務、相談部が所掌する産業財産権相談窓口業務、知財戦略部が所掌する営業秘密・知財戦略相談窓口業務及び海外展開知財支援窓口業務等の間の連携強化を図り、相互のシナジー効果の創出を促すことによってユーザーサービスの質の向上を図る。また、知財活用支援センターは、上記の四つの窓口の支援事例に加え、近畿統括本部に設置される知財戦略支援窓口－関西（仮称）の支援事例も含めて把握し、主導的立場で管理・活用して、適切かつ効果的に発信することによって、中堅・中小・ベンチャー企業や他の支援機関の参考資料として活用できるようにする。

- ②知財活用支援センター及び近畿統括本部は、それぞれが所掌する窓口における相談又は支援の記録等が適切に管理されるよう、個々の記録等の適切な管理状況（例えば、機密性水準の適切な設定状況、設定された機密性に則った取扱いの状況等）を活動モニタリング指標とし、情報・研修館が定める情報セキュリティポリシーに則った運用を確実に実施する業務管理を行う。情報・研修館の各窓口及び近畿統括本部の知財戦略支援窓口－関西（仮称）では、相談内容票（相談記録）については、当該文書を施錠できる書庫に保管するとともに、相談データベースへアクセスする者を制限する等の措置を厳正に実施することにより、相談者の個人情報及び機密情報を適切に管理する。
- ・知財総合支援窓口を所掌する知財活用支援センター及びその傘下の地域支援部は、情報統括監の統括的なマネジメントのもとに、47都道府県の知財総合窓口の相談記録を一括して管理する情報管理システムの機能強化とセキュリティ保護機能の一層の強化を目的とする新たな情報管理システムの仕様策定に向けた検討を平成29年度から本格的に開始する。
- ③知財活用支援センターは、産業財産権相談窓口寄せられる電話、対面、メール、文書等の相談状況、営業秘密・知財戦略相談窓口及び海外展開知財支援窓口の相談支援状況、知財総合支援窓口の月次報告等、各窓口から得られる情報を基に各窓口のパフォーマンスを確認し、必要に応じて改善策の提案を行う等のPDCAマネジメントを実施する。近畿統括本部は、知財戦略支援窓口－関西（仮称）のパフォーマンスを確認し、必要に応じて改善策の提案を行う等のPDCAマネジメントを実施する。
- ④知財活用支援センター及び近畿統括本部は、知財総合支援窓口、産業財産権相談窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口、知財戦略支援窓口－関西（仮称）における相談支援状況等を四半期ごとに分析し、相談支援の動向等について特許庁や経済産業局等と分析結果等を共有する。
- ⑤知財活用支援センターは、各窓口を所掌する部署が独自に実施する利用者アンケートまたは利用者ヒヤリングの結果を総合的に分析し、必要に応じて各窓口に対する改善策の提言あるいは指導を行う等のPDCAマネジメントを実施する。
- ⑥知財活用支援センターは、各地域に配置する地域ブロック担当者の活動報告等を通じて地域の実情を的確に把握し、知財総合支援窓口等のマネジメントを効果的かつ効率的に実施する。

(2) 窓口等の相談支援機能の強化

<知的財産の権利取得・活用に取り組む企業のすそ野を拡大するための機能強化>

- ①知財活用支援センターは、傘下の知財戦略部が実施計画を作成する営業秘密管理や海外展開における知財活用等に関するセミナー等の実施において、各地域の経済産業局等や近畿統括本部との連携、さらには地方自治体、商工会・商工会議所、各工業会、金融機関、政府関係機関等の協力が得られるよう、適切なマネジメントを行う。また、他の企業等支援機関（例えば、独立行政法人中小企業基盤整備機構や独立行政法人日本貿易振興機構等）が主催するセミナーでの講師派遣要請に対しても可能な限り要請に応じる。
- ②知財活用支援センターは、平成28年度まで個別に整備・運用されてきた三つの情報提供サイ

ト（産業財産権相談サイト、営業秘密・知財戦略ポータルサイト及び海外知的財産活用ポータルサイト）を統合した知的財産相談・支援ポータルサイト（平成29年4月にリリース）で提供する情報の充実を図るため、平成29年度は上半期中にコンテンツの拡充プランを作成し、下半期に順次コンテンツを充実していく。また、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口では、支援事例等の抽出作業を第2四半期中に行い、第3四半期の早い時期に公開可能になるように支援事例を整理して、下半期に予定する営業秘密管理規程整備支援強化期間の案件掘り起こしに役立てる。

- ・知財活用支援センター及びその傘下の相談部は、企業等において知財部門に新しく配属された者などの初心者等を対象として、知的財産権制度の概要を中心に、各種支援策や地域におけるサービス等を分かりやすく丁寧に説明する初心者向け説明会を特許庁等と共催（平成28年度までは特許庁で実施）で全国47都道府県において開催する。
- ③知財総合支援窓口において新たに知的財産の権利取得と活用に取り組む中小企業等を拡大するため、知財総合支援窓口の知財支援ポータル掲載記事を継続的に充実する。特に、中小企業からの相談頻度が高い相談のFAQ欄への掲載、支援成果事例の充実を進める。他方、相談発掘が特に重要と判断される知財総合支援窓口については企業訪問による相談発掘活動に重点的に取り組むこととし、訪問企業数と新規相談企業数を活動モニタリング指標とし、中小企業等の相談発掘活動を適切にマネジメントする。

<産業財産権の出願・権利化に関する相談への対応力強化>

- ①情報・研修館の産業財産権相談窓口寄せられる出願・権利化に関する相談のうち、先行文献調査等に関する相談に対しては、J-PlatPat を用いた調査、調査方法や調査・分析結果の利用法に関する回答例や経験等を相談担当者間で共有することにより、全ての相談担当者が適切な助言や指導を行えるようにする。
- ②産業財産権相談窓口寄せられる出願・権利化の手续等に関する相談内容と回答要旨は、逐次、情報・研修館が管理する相談データベースに蓄積し、それを産業財産権相談窓口の相談担当者が共有することにより、迅速かつ的確な回答ができるようにする。また、相談担当者に対してはCS研修の受講を義務づけるとともに、特許庁の出願及び権利化に関する関連部署との連携のもとに随時実施する勉強会や各種説明会等への参加によって、相談担当者の相談対応力と知識の向上を図る。
- ③出願・権利化の手续等に関する対面窓口相談及び電話相談に対してはその場で直ちに、電子メール等の文書による相談に対しては受信後原則1開館日以内に、迅速かつ的確な回答を提供する体制を維持し、顧客満足度の向上を図る。

<知的財産の戦略的な活用等の専門的な相談への対応力強化>

- ①中堅・中小・ベンチャー企業等が相談支援内容の水準に応じて専門家の支援を仰げるよう、知財総合支援窓口専門家（弁理士、弁護士）を配置する。また、地域企業等から知財総合支援窓口寄せられる相談のうち、同窓口の相談支援担当者で窓口の配置専門家だけでは相談支援対応が困難な相談に対応できるよう、あらかじめ登録している派遣専門家（弁理士、弁護士、

中小企業診断士等)を知財総合支援窓口へ派遣し、地域企業等の支援要請に応える。

- ②意匠活用方針、ブランド構築方針等のデザイン・ブランド戦略に関する相談に対しては、デザインやブランド等の専門家を派遣する体制を構築・運用し、全国各地の中堅・中小・ベンチャー企業等からの相談への対応力を強化する。

<新たな職務発明制度の導入に関連する社内規程の整備等に関する専門的な相談への対応力強化>

- ①地域の中小企業等における職務発明規程等の整備を促進するため、平成28年度に実施した職務発明規程の整備支援強化期間(平成28年11月から4ヶ月間実施)の取組内容と支援実績等を踏まえ、平成29年度も同様な支援強化期間を設定し、職務発明規程の整備を支援する。その際、出願・権利化の経験がある中小企業等を重点対象とし、職務発明規程整備のメリットが十分に伝わるよう工夫した広報も強化する。また、企業からの要請に応じて弁護士等による支援も提供するなど、規程整備に至るまでの一貫した支援を実施する。
- ②職務発明取扱規程の整備に関する相談については、平成29年度下期にフォローアップ調査を行い、相談対応や支援要請に応じた企業における規程整備状況を把握する。

<営業秘密の管理体制整備や営業秘密流出・漏えい事案、特許化/秘匿化等に関する専門的な相談への対応力強化>

- ①情報・研修館の営業秘密・知財戦略相談窓口は、不正競争防止法で保護される営業秘密の管理体制の構築、知的財産の権利化と秘匿化の組み合わせに関する助言と支援、営業秘密の漏えい事案等に関する相談等を掘り起こし、相談内容に応じ適切な回答と支援を行う。このため、47都道府県に展開する知財総合支援窓口での営業秘密に関連する相談において、適切な営業秘密管理がもたらすメリットが十分に理解できるよう工夫した資料の配布と簡単な説明ができるようにするなど、知財総合支援窓口と営業秘密・知財戦略相談窓口の連携体制を強化する。また、平成29年度は、近畿統括本部の知財戦略支援窓口ー関西(仮称)に、営業秘密の適切な管理体制の構築等の支援を行う専門人材を配置し、中小企業等の集積度が高い近畿地域における支援体制を強化する。
- ・営業秘密管理規程等の整備を進めるため、営業秘密管理規程の整備支援強化期間を平成29年度下期に設定し、期間中の規程整備取組企業数と整備企業数を活動モニタリング指標とし、規程整備支援を着実に進める。
 - ・知的財産の権利化と秘匿化の組み合わせに関する助言と支援においては、当該企業の事業戦略とリスク対応戦略等を踏まえた適切な助言と支援を行うこととし、中小企業等における営業秘密管理体制の構築等の支援においては、知的財産戦略アドバイザーによる出張相談対応等のハンズオン支援も拡大する。
 - ・全国各地のワンストップ相談窓口である知財総合支援窓口へ寄せられる営業秘密に関する相談のうち、高い専門性を必要としない相談に対しては知財総合支援窓口で対応できるよう、知財総合支援窓口の相談支援担当者等に対する研修機会を設け、地方での啓発や相談掘り起こし活動における知財総合支援窓口との連携活動を強化する。なお、知財活用支援センターにおいて、各四半期末に知財総合支援窓口で応じた営業秘密に関する相談の内容を精査し、専門的な支援

が必要な案件については、知財総合支援窓口と協力しつつ、営業秘密・知財戦略相談窓口の相談支援対象とし、専門性の高い支援を提供する。

- ・中堅・中小・ベンチャー企業等が保有し秘匿管理している先端技術等が国外に漏えいすることを防止するため、営業秘密・知財戦略相談窓口の知的財産戦略アドバイザーと海外展開知財支援窓口の海外知的財産プロデューサーとの連携を強め、意図せざる国外流出を防ぐための啓発活動を強化する。
- ②営業情報の窃取を目的とする国内外からのサイバー攻撃、管理された営業秘密情報の窃取被害等に関する相談については、独立行政法人情報処理推進機構や警察庁と緊密に連携し、的確かつ迅速な相談対応を行う。
- ③窓口寄せられた相談の種別、被害事例等に関する情報を整理し、関係府省庁や営業秘密官民フォーラムに提供することにより、官民をあげた営業秘密保護に関する取組に貢献する。

<海外展開における知財戦略及び課題に関する専門的な支援の強化>

- ①情報・研修館の海外展開知財支援窓口では、国内とは異なる法制度と商慣行をもつ新興国等へ海外展開を目指す中堅・中小・ベンチャー企業等からの直接あるいは知財総合支援窓口等を経由して受け付ける支援要請に対し、海外での豊富な知財経験をもつ海外知的財産プロデューサーを派遣し、海外展開を目指す中小企業等に対する知財面からの支援（例えば、海外展開における知財戦略の策定、新興国企業等との知財契約締結に係る方針、技術ノウハウ等の機密情報の適切な管理、海外市場における模倣品対策等の支援等）を行う。また、平成29年度は、近畿統括本部の知財戦略支援窓口－関西（仮称）に、海外展開を目指す中小企業等に対する知財面からの支援を行う専門人材を配置し、中小企業等の集積度が高い近畿地域の支援体制を強化する。
- ②平成29年度は、500件以上の支援が行えるよう、東京と大阪に配置される海外知的財産プロデューサー等の専門人材を増員し、中堅・中小・ベンチャー企業等の実情に即した支援を強化する。
- ③海外展開知財セミナーの開催等により全国で30回以上セミナーを実施するとともに、知的財産相談・支援ポータルサイトにおける情報提供を充実すること、知財総合支援窓口等との連携を強化することにより、海外展開支援のすそ野拡大を図る。また、知財総合支援窓口のみならず、経済産業局等、地域の商工団体等の支援機関、地域の金融機関との連携を強化して海外展開支援を必要とする中堅・中小・ベンチャー企業等を発掘する。

<中小企業等支援機関との連携強化>

- ①中小企業庁が各都道府県に設置する経営相談所である「よろず支援拠点」と知財総合支援窓口との連携を強化するため、中小企業庁等が実施するセミナーと情報・研修館が実施するセミナー等での講師の相互派遣等を一層推進するとともに、よろず支援拠点との連携件数に係る都道府県ごとのKPIに対する実績値を各四半期末にモニターし、適切なマネジメントを行う。また、海外展開の総合相談窓口として独立行政法人中小企業基盤整備機構が全国に設置する「中小企業海外展開ワンストップ相談窓口」と知財総合支援窓口及び海外展開知財支援窓口との相

互利用を推進する。さらに、独立行政法人中小企業基盤整備機構の本部及び地域本部の海外展開支援担当及び専門家との連携を強化するため、セミナー等での講師の相互派遣等を一層推進する。

- ②情報・研修館の海外展開知財支援窓口と独立行政法人日本貿易振興機構との連携を強化するため、両機関における支援事例に関する情報交換、セミナー等での講師の相互派遣等を推進する。また、海外展開知財支援窓口は、独立行政法人日本貿易振興機構が事務局を務める「新輸出大国コンソーシアム」の専門家による支援との連携を強めることにより、海外展開を目指す中堅・中小企業の支援を量と質の両面から強化する。
- ・地域の農商工分野における協力・連携体制を強化するため、知財総合支援窓口と農政局窓口双方の研修等での講師の相互派遣等を推進するとともに、相談対応における窓口の相互利用を推進する。
- ③引き続き、日本弁理士会、弁護士知財ネット（日本弁護士連合会）、中小企業支援機関等との情報交換と意見交換を定期的実施して支援人材間の連携強化を図ることにより、中小企業等の多様な相談に対する対応力を強化する。

<情報通信技術（ICT）を活用した「よくある質問と回答（FAQ）」の提供と利用促進>

- ①知的財産相談・支援ポータルサイト（平成29年4月にリリース）の情報コンテンツの充実のため、平成29年度は上半期中にコンテンツの拡充プランを作成して下半期に順次コンテンツを充実していく。
- ②Web上に搭載する検索機能付のFAQは、対面相談や電話相談の際に相談者に示すことによって相談の効率化が図られるだけでなく、簡単な相談においてはFAQを相談者が事前に検索・閲覧してソリューションを得るケースが増えていることから、引き続き、知的財産相談・支援ポータルサイト等のFAQの項目増と長期間にわたって掲載されてきたFAQの内容の改訂等も必要に応じ進めていく。
- ③知的財産相談・支援ポータルサイトの利用状況を定期的に分析し、利用者の閲覧が多い分野の情報について、さらなる充実を図る。
- ④知的財産相談・支援ポータルサイトのデータ改ざん等を狙うサイバー攻撃を監視するとともに、予期せぬ重大なインシデントに対しては迅速かつ適切な措置を講じることにより、ユーザーサービスの中断等が最小限になるようにする。
- ⑤独立行政法人情報処理推進機構が提供する情報セキュリティに関する警告や注意喚起情報に迅速に対応する。

<窓口利用者のフォローアップ調査と効果的な事例を集めた事例集の編纂と普及>

- ①知財総合支援窓口、産業財産権相談窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口、知財戦略支援窓口－関西（仮称）のそれぞれにおいて、窓口サービスが利用者にとって効果的に機能した事例（各窓口が窓口利用記録から定期的に抽出・整理したもの）を第2四半期末と第4四半期の早い時期に抽出し、必要に応じフォローアップ調査を実施する。
- ②事業展開におけるステップアップや事業上の具体効果が認められた事案については、それぞれ

の窓口において、企業へのヒヤリング・インタビューなどを平成29年度下半期中に実施し、効果的な事例として取りまとめる。

(3) 地方創生に資する中堅・中小・ベンチャー企業への重点的な支援

<経済産業局等との密接な情報交換と連携強化による重点的な支援>

- ①地方創生に資する中堅・中小・ベンチャー企業に対する重点的な支援については、平成28年度上期に行った関係機関との意見交換、企業ニーズ聴取及び知財調査・分析の実施体制に係るフィージビリティ調査の結果を踏まえて、事業成長ポテンシャルを秘めた地域の中堅・中小・ベンチャー企業を主たる対象に、当該企業が描く事業成長シナリオの実現に係る知財面からの重点的な支援（例えば、事業成長シナリオの実現に資する戦略的な権利化シナリオの策定支援、海外展開に伴う知財戦略策定支援、標準化戦略の策定における知財情報の分析支援等）として位置づけることとし、同下期からは専門人材または専門人材チームによる試行事業を開始した。平成29年度は、引き続き、各地域の経済産業局等からの推薦、海外展開知財支援窓口、知財総合各支援窓口の企業支援に係る情報等にもとづいて重点的な支援の候補企業を選び支援すると同時に、重点的な支援を受けることを希望する企業の拡大を進める。
 - ・中小企業等における権利化を支援するため、出願前の研究開発段階、審査請求前の段階等において必要となる先行文献調査と特許マップの作成・提供等に関する中小企業等支援事業（平成28年度まで特許庁が実施）を情報・研修館に移管し、確実に実施する。
- ②重点的な支援に係る支援メニューは、企業の多様な要請に応える過程で拡大・多様化が進むことが予想されるため、平成29年度からは重点的な支援を受ける企業の潜在的なニーズをヒヤリングで把握し、支援メニューの多様化に向けた検討を進めていくと同時に、支援メニューの有効性等を高める方策等についても検討する。
- ③重点的な支援を受ける企業には支援内容に対する満足度調査を、窓口等の支援機関には支援メニューの拡大・多様化等に係る希望調査をそれぞれ実施し、重点的な支援の支援内容や支援体制の改善等に係る課題の抽出、支援メニューの拡大等に関する情報収集を進める。支援内容や支援体制の改善等に係る課題については具体対応方針を検討して、次年度以降に順次改善していくこととする。

<中堅・中小・ベンチャー企業の知的資産経営力強化のための支援メニューの多様化>

- ①事業革新に知財戦略を結びつける意欲をもつ企業が知的資産経営力強化の活動を強化するため、重点的な支援の支援メニューをはじめ、特許庁や情報・研修館が提供する各種支援メニューについて、全国各地で情報・研修館が開催する各種セミナー等において説明する機会を設ける。また、この説明会において企業が拡充あるいは新たに実施を求める支援メニューについてアンケート調査を行い、今後の支援メニューの拡充と多様化に係る企業ニーズを収集する。
- ②企業等のニーズが極めて高い支援メニューのうち、情報・研修館が提供することが適切なものについては、平成30年度以降の支援メニューの充実や拡大の可能性を検討する。

<重点的な支援を受ける企業のフォローアップ調査>

- ①知財活用支援センターは、平成28及び29年度に重点的な支援の対象となった中堅・中小・ベンチャー企業について、支援内容の企業満足度と支援による事業上の効果（例えば、新事業展開のための権利化、特許等の知財経営力評価の活用、事業上の知財リスク低減、海外展開におけるシナリオ策定、標準化に向けた戦略策定等における中間的な進捗成果も含む）に関するフォローアップ調査を第3四半期から第4四半期にわたって実施し、売上げが期待される等の地方創生への貢献が期待できる事例については詳しいヒヤリング調査を行う。
- ②調査結果に基づき、企業等の了解が得られる事例については、第4四半期に行うヒヤリング調査を踏まえて年度末までに事例集として取りまとめ、多くの中堅・中小・ベンチャー企業の参考になるよう、平成30年度以降の普及啓発活動に活用する。

【主要な目標と活動モニタリング指標】

- ①知財総合支援窓口における相談支援件数、産業財産権相談窓口寄せられる相談件数、営業秘密・知財戦略相談窓口と海外展開知財支援窓口で受け付ける相談支援件数の総計、さらには知財総合支援窓口ポータルサイト、産業財産権相談サイト、営業秘密・知財戦略ポータルサイト、海外知的財産活用ポータルサイトに掲載されているFAQの閲覧利用件数の総計、これらを合算した総計値が460,000件となることを平成29年度の目標とする。また、各窓口の利用促進に関する取組、FAQの利用周知に関する取組等の実施回数を活動モニタリング指標とし、中期目標・計画期間の中間年に当たる平成29年度目標を着実に達成するとともに、中期目標に掲げられた成果指標（アウトプット）の達成に向けた取組のステップアップを図る。
- ②知財総合支援窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口における新規相談支援者数については、21,000件とすることを平成29年度の目標とする。また、各窓口の新規相談支援者数、サービス産業分野を含むベンチャー企業の相談支援件数等を活動モニタリング指標とし、中期目標・計画期間の中間年に当たる平成29年度目標を着実に達成するとともに、中期目標に掲げられた成果指標（アウトプット）の達成に向けた取組のステップアップを図る。
- ③窓口の利用満足度調査やポータルサイトの利用満足度調査等から得られる利用者の満足度の数値データ等を活動モニタリング指標として、窓口の機能及びサービスの質の向上を図る取組についても適切なPDCAマネジメントを行う。
- ④営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口では、四半期ごとに相談支援の内容と件数を整理・分析し、必要に応じ専門家の増員等を行う。
- ⑤平成29年度の第2四半期中に、中小企業等の集積が高い近畿地域に近畿統括本部を設置し、情報・研修館（東京）に既設の専門性が高い相談と支援要請に応じる営業秘密・知財戦略相談窓口と海外展開知財支援窓口の機能を合わせもった知財戦略支援窓口ー関西（仮称）を開設し、高度支援に対する近畿地域の中堅・中小・ベンチャー企業の期待に応える。
- ⑥職務発明取扱規程や規則、営業秘密管理規程や規則に関する相談等を受け付けた中堅・中小・ベンチャー企業の規程等の整備実績数を活動モニタリング指標とし、中期目標に掲げられた効果指標（アウトカム）の達成に向けて適切な業務管理を行う。

- ⑦各窓口を統括する知財活用センター傘下の各部は、窓口サービスが利用者にとって効果的に機能した事例（各窓口が窓口利用記録から定期的に抽出・整理したものやフォローアップ調査によるもの）の数の推移や内容等にもとづいて、相談支援サービスの質の向上を実現するよう、適切な業務マネジメントを行う。
- ⑧中堅・中小・ベンチャー企業への重点的な支援については、平成28年度に実施した制度設計と試行等を踏まえて一層の支援内容充実と支援企業数の拡大を図り、平成29年度は事業成長上の効果（例えば、新規事業のための権利化、特許等の知財経営力評価の活用、事業上の知財リスク低減、海外展開におけるシナリオ策定、標準化に向けた戦略策定等における中間的な進捗成果も含む）が認められた事例の数が7件以上となることを目指す。
- ⑨平成28及び29年度に重点的な支援の対象となった中堅・中小・ベンチャー企業について、重点的な支援の事業成長上の効果（中間的な効果も含む）に関する調査を平成29年度中に実施し、事業成長上の効果の種類と程度等をモニターして今後の支援内容改善に活用することとし、中期目標に掲げられた効果指標（アウトカム）の達成に向けた次年度以降の取組に反映する。

B. 新たなイノベーション創出に向けた革新的・基盤的技術の権利化支援

- (1) 知的財産プロデューサー／産学連携知的財産アドバイザーの派遣による知財戦略策定と的確な権利化の支援

<大型研究開発プロジェクトに対する知財戦略策定と権利化に関する支援>

- ①大型の公的資金が投入される産学官研究開発プロジェクトを対象として実施する公募を経て、外部有識者委員から構成される知的財産プロデューサー等派遣事業推進委員会（以下「事業推進委員会」という。）で採択とされたプロジェクトに対し、知的財産プロデューサー（以下「知財PD」という。）を派遣（原則3年間）し、当該プロジェクトから生まれる成果を社会実装する上で重要となる知財戦略の策定と知財戦略に関する活動等を支援する。平成29年度は、過年度に採択されたプロジェクトに加え、平成29年度に事業推進委員会で選定されるプロジェクトを加えた計30以上のプロジェクトを支援する。
- ②知財PDの活動を統括する統括知的財産プロデューサー（以下「統括知財PD」という。）は、知財PDが提出する月次活動報告を通じてその活動状況を把握するとともに、新規の派遣先プロジェクトを中心に第2四半期末までに10以上、第3四半期末までに計15以上のプロジェクトを訪問し、知財PDの活動に関する派遣先のプロジェクトリーダー等の評価や要望を聴取し、必要に応じ知財PDの活動改善のための指導・助言を行う。
- ③複数年にわたって知財PDを派遣しているプロジェクトのリーダー等を対象に、知財PDの支援活動や要望等に関するアンケート調査を実施する。また、派遣支援中のプロジェクトを対象に、事業推進委員会において知財PDの活動内容及び派遣効果に関する評価を実施し、その評価結果を踏まえて、派遣継続又は派遣中断等を決定する。
- ④知財PDの派遣（原則3年間）が終了したプロジェクトのうち、追加的な支援によって有望な

成果が期待されるプロジェクトに対しては、事業推進委員会における審議結果を踏まえて、必要に応じフォローアップ支援を行う。

- ⑤研究の初期段階から研究成果の活用を見据えた知財戦略の重要性に関する理解の増進を図るため、プロジェクトにおける事業化を見据えた知財支援活動の状況（例えば、事業化を見据えた適切な権利化状況、知財ポートフォリオの形成状況、事業化に適した適切な知財管理の確立状況、研究開発した技術を利用した商品プロトタイプの製作等の状況、新事業の立ち上げ状況等）を第3四半期末までに把握し、第4四半期末までに成果事例として公開可能な候補の選定作業を進める。

<地域の産学連携研究開発プロジェクトに対する知財戦略と権利化に関する支援>

- ①平成28年度から開始した本事業については、平成28年度第4四半期に実施した派遣大学における産学連携知的財産アドバイザー（以下「産学連携知財AD」という。）の活動内容に関する派遣先選定・評価委員会（事業推進委員会の前身）での個別評価と総括的な評価の結果を踏まえ、平成29年度の第1四半期に事業推進委員会で産学連携知財ADの支援業務の改善点等を審議した上で公募要領等を改訂し、上期中に若干数の派遣先の追加公募を行う。事業推進委員会で採択される大学には産学連携知財ADを派遣する。
- ②産学連携知財ADの活動を統括する統括産学連携知的財産アドバイザー（以下「統括産学連携知財AD」という。）は、産学連携知財ADが提出する月次活動報告を通じてその活動状況を把握するとともに、第2四半期末までに全ての産学連携知財AD派遣先大学を訪問し、産学連携知財ADの活動に関する派遣先の評価や要望を聞き取り、必要に応じて産学連携知財ADの活動改善のための指導・助言を行う。
- ③平成29年度の第4四半期に事業推進委員会を開催し、事業推進委員会において派遣支援中の産学連携知財ADの活動内容と支援成果の評価及び改善ポイントの抽出等を行い、次年度以降の産学連携知財ADの支援活動の改善を図る。また、事業推進委員会の評価によって今後の支援活動の効果が期待できないと判断された案件については、派遣中断または産学連携知財ADの交代等の措置をとる。
- ④複数年にわたって産学連携知財ADを大学に派遣したものについては、派遣大学の責任者等を対象にアンケート調査を実施し、産学連携知財ADの活動内容に対する要望等を収集し、推進委員会での報告と審議を経て、改善措置等を講じる。

<知的財産プロデューサー等に対する研修の充実>

- ①知財PD及び産学連携知財ADの支援内容の高度化につながる知識の提供等を目的として、研修会を年度内に2回以上実施する。研修会は以下の研修項目を含むこととする。
- ・情報・研修館の情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティに関する指針に則った情報の適切な管理に関する項目
 - ・事業化を確実に進めるために必要な事業戦略、知的財産戦略、研究開発戦略、事業化シナリオと知財に係る戦略シナリオのインタラクティブな関係を見据えた支援に関する基本知識と有用な支援手法に関する項目

- ②上記の研修会では、知識提供型の研修だけでなく、知財PD及び産学連携知財ADの支援事例の発表とグループ討議を行う研修も加えることにより、実効性の高い研修会とする。

<有識者委員会による選定・評価と事業のPDCAマネジメント>

- ①知財PDと産学連携知財ADの派遣先は、事業推進委員会の審議結果を踏まえて決定する。
- ②知財PDと産学連携知財ADの派遣効果の評価、派遣支援の継続又は中断等に関する判断も事業推進委員会の審議結果を踏まえて決定する。
- ③知財PD派遣事業では、事業推進委員会において知財PDの支援活動を評価し、「活動・取組が順調に進捗している」「活動・取組がおおむね順調に進捗している」と評価される件数が評価対象案件の70%以上となることを目標とする。特に複数年の派遣支援を続けたプロジェクトにおける知財PDの活動評価においては、支援によって生まれた具体成果や波及効果等に関するファクトデータに基づいた評価を行う。このため、知財PDの支援活動の実効性を高めるマネジメントを統括知財PD等が中心となって着実に実施する。
- ④平成28年度から開始された産学連携知財AD派遣事業では、事業推進委員会において産学連携知財ADの支援活動を評価し、「活動・取組が順調に進捗している」「活動・取組がおおむね順調に進捗している」と評価される件数が評価対象案件の70%以上となることを目標とし、支援活動の実効性を高めるマネジメントを統括産学連携知財AD等が中心となって実施する。

【主要な目標と活動モニタリング指標】

- ①知財PD派遣事業では、公的資金が投入される大型の産学官研究開発プロジェクトのうち、事業推進委員会で選定した30以上（平成29年度から派遣支援を開始するものと過年度に採択して継続派遣するものの合計）のプロジェクト支援を行うことを目標とし、知財PD派遣による知財支援活動によるアウトプット（例えば、事業化を見据えた適切な権利化状況、知財ポートフォリオの形成状況、事業化に適した適切な知財管理の確立状況、研究開発した技術を利用した商品プロトタイプの製作等の状況、新事業の立ち上げ状況等）を活動モニタリング指標とし、統括知財PD等による知財PDの活動指導と適切な業務管理を実施する。
- ②知財PD派遣事業及び産学連携知財AD派遣事業では、知財PD及び産学連携知財ADの活動に対する事業推進委員会の評価において、「活動・取組が順調に進捗している」「活動・取組がおおむね順調に進捗している」と評価される件数が評価対象案件の70%以上となることを目標とする。
- ③知財PD派遣事業においては、プロジェクトにおける事業化を見据えた知財支援活動の状況を第3四半期末までに調査・把握し、第4四半期末までに成果事例として公開可能な候補の選定作業を進め4程度の成果事例を公開する。産学連携知財AD派遣事業においても、事業開始から2年目ではあるが、成果事例等の調査を開始することとする。

C. 営業秘密のタイムスタンプ保管システム、知財関連情報を提供するデータベースシステムの整備と運用

(1) 営業秘密のタイムスタンプ保管システムの開発・整備・運用

<システムの開発と運用開始>

- ①営業秘密として管理されている電子文書等に付与されたタイムスタンプ情報（タイムスタンプトークン）の受入・保管及び預入者の要求に応じてタイムスタンプトークン預入証明書を発給するシステム（平成28年度末から運用開始）の運用開始後に寄せられる利用者からの運用改善やシステムの機能改善等に関する要望については、真に必要性が高いと認められる要望を選別し、運用改善や次年度以降のシステムの一部改造に反映する。
- ②本システムによる利用者サービスを安定的に提供するため、運用開始後も情報セキュリティの専門機関等から提供される脆弱性に係る情報を常時チェックし、対象となるソフトウェアの改修等が必要な場合は迅速に措置を講じる。

<システムの安定的な運用と利用の促進>

- ①タイムスタンプ保管システムは、タイムスタンプトークンの紛失や改ざんを防止し、長期間にわたって安定的にタイムスタンプ情報を保管することが必要であることから、サービス中断やデータ改ざんの恐れがあるインシデントに備える必要がある。そのため、システムの稼働状況とアクセス状況の監視を常時行い、サイバー攻撃等の重大インシデントに対しては適切に対応することとする。
- ②独立行政法人情報処理推進機構等が提供する情報システムの脆弱性等に関する最新情報を常時チェックし、適切な対応ができる体制を構築するとともに、サイバー攻撃を検知したときは、独立行政法人情報処理推進機構等にも相談し、速やかに適切な対策を講じることとする。
- ③タイムスタンプ保管システムの利用者拡大を図るため、さまざまな情報媒体を活用して企業等に対する周知活動を展開する。

(2) 知財関連情報を提供するデータベースシステムの整備と運用

<開放特許情報データベースシステム等の整備と運用>

- ①平成28年度末からサービス提供を開始した開放特許情報データベースの新システムについては、新システムの特徴と利用者メリットを記載した資料等を広範に配付し、新システムを利用する者の拡大を図る。
- ②開放特許情報データベースと同時にサービス提供を開始したりサーチツール特許データベースの新システムは、必要最低限の刷新に留めたものの、利用者のユーザビリティは改善されたことを踏まえ、利用者の拡大を目的とした広報を進めることとする。
- ③開放特許情報データベース及びリサーチツール特許データベースの新システムのアクセスログを適宜分析するとともに、サイバー攻撃等の不正アクセスを監視し、サービス中断の恐れがあるインシデントが発生した場合は、その記録を正確にとると同時に、重大なインシデントに対しては適切に対応する。
- ④開放特許情報データベース及びリサーチツール特許データベースによる利用者サービスを安定

的に提供するため、システムセキュリティを監視する専門機関等から提供される脆弱性に係る情報を常時チェックし、ソフトウェアの改造等が必要とされた場合は迅速に改造等の措置を講じる。

- ⑤開放特許情報データベースには、我が国の大企業、大学、研究機関等が保有するライセンス可能な特許情報が収録され、中小企業等における利活用が期待されているため、中小企業向けの利用促進パンフレット等を作成して47都道府県の知財総合支援窓口を通じて中小企業等に配布する等、利活用促進の取組を進める。

<開放特許情報データベースへの新規データ登録活動の強化>

- ①開放特許情報データベースへの新規登録件数を増やすため、これまでに登録実績がある企業、大学、研究機関等への新規案件の登録を促す活動を引き続き行うとともに、登録実績がない企業、大学、研究機関等に対するアプローチを強化することとし、新規登録者向けの広報資料を作成・配布し、新規登録者の拡大を図る。
- ②自治体等に所属する知財活用支援人材等を対象に、地域の中堅・中小企業等における開放特許の利用促進とマッチングを促す研修会等を年度内に1回以上実施する。

<新興国等知財情報データバンクの整備と運用>

- ①平成28年10月に情報・研修館での運用を開始した新興国等知財情報データバンクについては、利用者のニーズが高い最新情報を収集し、順次掲載して利用者ニーズに応えていく。
- ②新興国等知財情報データバンクの利用者拡大のため、同データバンクに掲載されている情報の有用性を十分に理解してもらえよう工夫した広報資料を作成・配布し、利用者の拡大を図る。また、同データバンクの利用者分析、掲載国や掲載情報の利用頻度等の指標となるデータを適宜分析し、ニーズが高いコンテンツを計画的かつ継続的に充実していく。

【主要な目標と活動モニタリング指標】

- ①営業秘密のタイムスタンプトークンの保管・預け入れ証明システムの利用件数をモニターし、必要に応じ広報及び利用普及活動の改善を図る。
- ②開放特許情報データベースシステムの新たなシステムのリリース（平成28年度末）を契機にして同システムの利用促進を図る。特に、地域中小企業等のワンストップ相談支援窓口である知財総合支援窓口を介した周知活動にも注力し、本システムのアクセス件数及び新規登録件数が第三期最終年度実績値の105%以上となることを目標とする。
- ③新興国等知財情報データバンクについては、掲載するコンテンツの充実を計画的に実施すると同時に、利用拡大に向けた広報も展開し、本データバンクの利用件数が平成28年度実績値の105%以上となることを目標とする。
- ④営業秘密のタイムスタンプ保管システム、開放特許情報データベースシステム、リサーチツール特許データベースシステム、新興国等知財情報データバンクシステムの運用においては、独立行政法人情報処理推進機構等の専門機関が提供する情報システムの脆弱性等に関する最新情報を常時チェックし、適切な対応ができる体制を構築する。特に、サイバー攻撃等の不正ア

クセスを監視し、サービス中断やデータ改ざんの恐れがあるインシデントが発生した場合は、重大なインシデントに対しては速やかに適切な対策を講じることとする。

D. 知財活用戦略の新展開に関する情報提供

(1) フォーラムの開催

<グローバル知財戦略フォーラムの開催>

- ①グローバル知財戦略フォーラム（特許庁と情報・研修館の共催）を、平成29年度の第4四半期に東京都内で開催する。内容の企画・運営については、第1四半期末までに基本案を作成し、第2四半期末を目途にプログラムを確定し、第3四半期には広報及び参加登録を開始できるよう、企画・運営案の作成を遅滞なく進める。
- ②グローバル知財戦略フォーラムの企画・運営案の検討過程においては、関係機関、特許庁、情報・研修館の間で意見交換を重ね、我が国企業の動向と政策課題、企業、大学、研究機関等のニーズと取組状況、産業界等における関心事、政策課題と知財情勢の変化等を踏まえて、プログラム案を検討する。また、過去のアンケート結果も踏まえて参加者からの要望等にも配慮した企画と運営を行うこととし、参加者が1000名以上となることを目指す。
- ③地方創生と知的財産をテーマとしたフォーラム（参加者300名以上）を近畿地域で第2から第3四半期の適切な時期に開催する。同フォーラムの開催時期や内容については、近畿地域の関係機関の希望等を聴取して検討し、地域の関心事も取り入れた内容とする。

(2) 知財活用事例等の情報提供

<中小企業等における活用事例、産学連携の成果活用事例等の普及>

- ①中小企業等による知財活用に係る成果事例を抽出し、これらの成果事例のうち公開可能なものについては、情報・研修館のホームページやポータルサイト等に掲載し、他者への啓発と普及を図る。なお、特筆すべき事例については、グローバル知財戦略フォーラム等において中小企業等から発表してもらうことにより、他者への啓発と普及を一層促進する。

【主要な目標と活動モニタリング指標】

- ①平成29年度の第4四半期に東京都内で開催するグローバル知財戦略フォーラムでは、参加者数が1000名以上となることを目標とする。第2から第3四半期の適切な時期に近畿地域で開催するフォーラムでは、参加者数が300名以上となることを目標とする。
- ②中小企業等による知財活用に係る成果事例の抽出件数を活動モニタリング指標とし、特に顕著な効果が認められる事例10件程度を含め公開可能な事例の公開件数が100件以上となることを目標とする。

3. 知的財産関連人材の育成

A. 審査の迅速化と質の向上に資する研修等業務の着実な実施

(1) 特許庁職員に対する研修

<特許庁の審査・審判の迅速化と質の向上を目指す研修の実施>

- ①特許庁の目標である「世界最速・最高品質」の審査の実現に貢献するため、特許庁の「研修基本方針」、「平成29年度研修計画」及び情報・研修館の「研修実施要領」に則り、特許庁職員を対象とする全ての研修を確実に実施する。
- ②特許庁職員を対象とする研修においては、特に「世界最速・最高品質」の特許審査を担う審査官を育成する研修の充実を重視した取組を行うこととし、平成28年度に実施した研修の総チェックを踏まえて平成29年度から新たに取り入れる改善措置も着実に実施するとともに、平成29年度も研修の総チェックを引き続き実施する。
 - ・特許庁の審査部で指導的立場にある者から聴取した意見の数等を活動モニタリング指標として改善・見直しに資するデータ・情報等を整理し、特許庁の研修企画専門官等と共有化し、次年度以降の研修改善につながる取組を推進する。

<より効率的かつ効果的な研修とするための研修内容の見直し>

- ①平成28年度に実施した研修の総チェックを踏まえて平成29年度から実施する研修改善措置の効果検証も含め、平成29年度も研修の総チェックを引き続き実施する。研修の総チェックにおいては、さらなる改善課題を抽出するための受講生アンケート調査及び特許庁の審査部で指導的立場にある者からの意見聴取に加え、受講生から直接意見を聴取する機会を設け、収集したデータの分析作業を進める。平成29年度は、下記の諸項目について重点的にデータ収集と分析・改善検討を行う。
 - ・審査・審判の品質向上に影響が高い研修科目の内容充実
 - ・最新の技術動向に関する技術研修科目の充実
 - ・グローバル化に対応するための語学研修の充実
 - ・研修内容の重複の有無及び受講生の研修受講のタイミングの妥当性等の精査
 - ・研修内容の予習や復習のための自習型eラーニング教材の内容の改訂及び研修教材の電子的事前配布の充実
- ②上記の改善検討においては、特許庁の研修企画専門官等と適宜、収集・分析したデータ等を共有し、特許庁と緊密に連携を取りながら研修内容の充実、研修方法の改善、教材の改善等の実施方針を定め、年度内に改善するものについては順次実施に移し、平成30年度の研修に反映するものについては研修実施までに準備を着実に進める。
- ③平成29年度は、受講生アンケート調査結果で「有意義だった」とのする受講生が92%以上となるよう、年度内においても研修方法や教材の部分改善等を適宜実施する。

(2) 調査業務実施者の育成研修

<特許庁のニーズに応えられる調査業務実施者数の確保>

- ①特許庁の目標である「世界最速・最高品質」の特許審査の実現に貢献するため、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第37条に規定する調査業務実施者に必要な法定研修（各回の定員は約120名、研修期間は約2カ月間）を、特許庁が定める「調査業務実施者育成研修実施方針」に基づき、平成29年度は計4回実施する。
- ②登録調査機関に配置される調査業務指導者（研修を修了した後に実際の調査業務を行う調査業務実施者を指導、監督、管理する立場にある者）となることが予定される者を対象とし、調査業務指導者に求められる能力の習得を目的とする調査業務実施者スキルアップ研修（定員約30名、研修期間は2日間）を、平成29年度は1回実施する。

<調査業務実施者の能力育成を担保する研修内容の改善>

- ①特許庁の審査官ニーズに応えられる調査業務実施者を育成するため、特許庁、登録調査機関等の関係者から、調査業務実施者に必要とされる基礎的能力や研修内容等に関する意見・要望等を聴取し、適宜、研修内容、研修方法、教材等の改善を図る。
- ②調査業務実施者育成研修の研修内容等の改善検討は、受講生の修了率の変遷に関するデータのみならず、受講生のアンケート調査等で収集する研修内容に関する評価結果や改善希望項目、登録調査機関で指導する立場にある者の評価結果等も踏まえて検討を行う。平成29年度は、平成28年度に実施した登録調査機関で指導する立場にある者の評価結果等を踏まえた改善措置を含め、新たに取り入れる改善措置を着実に実施する。

<グローバル化に対応できる調査業務実施者の育成>

- ①調査業務実施者の外国文献調査能力を高めるために実施している外国文献調査演習やグループ討議等の科目の研修効果を高めるため、前年度に引き続き、当該科目の実施方法等における改善課題の抽出、改善策の検討、有効と思われる改善策の実施という一連の取組を継続的に実施する。

【主要な目標と活動モニタリング指標】

- ①特許庁の目標である「世界最速・最高品質」の審査の実現に貢献するため、特許庁の「研修基本方針」、「平成29年度研修計画」及び情報・研修館の「研修実施要領」に則り、特許庁職員を対象とする全ての研修を確実に実施する。
- ②特許庁職員を対象とする研修においては、平成28年度に実施した研修の総チェックを踏まえて平成29年度から実施する研修改善措置の効果検証も含め、さらなる改善課題を抽出するための受講生アンケート調査に加え、受講者から直接意見を聴取する機会を設け、収集したデータについては分析作業・改善検討を進め、特許庁と緊密に連携を取りながら研修内容の充実、研修方法の改善、教材の改善等の実施方針を定め、年度内に改善するものについては順次実施に移し、平成30年度の研修に反映するものについては研修実施までに準備を着

実に進める。その際、受講生アンケートによって得られた改善意見の収集・分析回数、改善案の抽出件数、特許庁の審査部で指導的立場にある者から聴取した意見の数等を活動モニタリング指標として適切な業務マネジメントを行う。

- ③研修内容、研修方法、教材等の改善を継続的に進めることにより、平成29年度の研修における受講生アンケートで「有意義だった」と評価する受講生が92%以上となることを目指す。
- ④調査業務実施者育成研修（各回の定員は約120名、研修期間は約2カ月間）を、特許庁が定める「調査業務実施者育成研修実施方針」に基づき、平成29年度は計4回実施する。また、登録調査機関に配置される調査業務指導者（調査業務実施者を指導、監督、管理する立場にある者）となることが予定される者を対象とした、調査業務指導者に求められる能力の習得を目的とする調査業務実施者スキルアップ研修（定員約30名、研修期間は2日間）を、平成29年度は1回実施する。
- ⑤平成29年度の調査業務実施者育成研修の受講生修了率（修了者数を修了者と未了者の総数で除した値）の目標値は75%以上とする。
- ⑥調査業務実施者育成研修では、法令等講義の理解達成度評価及び研修講師等を務める特許庁審査官が受講生へ行った指導内容を受講生に伝えて、個々の受講生の今後の課題を認識させる。こうした中間段階における受講生へのフィードバックの仕組みを適切に運用することにより、修了率の向上を図る。
- ⑦調査業務実施者の外国文献調査能力の向上のため、受講生のアンケート調査等により、外国文献調査演習等の研修内容に対する要望事項を収集し、収集データに基づき改善策の検討を進める。その際、要望事項の収集回数や改善策の検討回数等を活動モニタリング指標として適切に業務マネジメントを行う。

B. 民間企業等の知財関連人材の育成等業務の着実な実施

(1) 民間企業・行政機関等の人材に対する研修

<研修の実施とニーズに応じた研修内容の改善>

- ①民間企業・行政機関等の人材に対する研修では、特許庁及び情報・研修館が保有する知識・経験及びノウハウ等を活用した実務能力育成を目的とする研修を中心にしつつ、我が国企業における関心の高まりを踏まえた知財戦略を中心とする戦略思考力の育成を目的とする内容を既存の一部研修に組み込む等の改善を行い、以下の研修を確実に実施する。
 - ・民間企業等の検索業務担当者を主対象に、特許情報等の調査・検索能力を向上するための検索エキスパート研修[特許]、同[意匠]を、それぞれ東京都内にて年度内に3回、1回実施し、特許調査実践研修を大阪市内で年度内に1回実施する。
 - ・中小・ベンチャー企業の経営者や知財スタッフ等を主対象に、知的財産の保護・活用能力の育成を図るための知的財産活用研修[検索コース]、知的財産活用研修[活用検討コース]を、それぞれ東京都内にて年度内に各1回開催する。
 - ・行政機関等における知的財産関連の業務担当者等を主対象に、知的財産権制度や実務上必要

な諸制度に関する知識教授のための知的財産権研修[初級]を、年度内に計3回実施する。

- ・平成28年度にオープン&クローズ知財戦略等、企業の関心が高まっている知財戦略に関する内容を既存の研修に試行的に組み込んだところ、受講生の反応も良好だったため、平成29年度から、オープン&クローズ知財戦略に関する内容を知的財産権研修[初級]や知的財産活用研修[活用検討コース]に正式に組み入れる。

- ②民間企業・行政機関等の人材に対する全ての研修において、受講者アンケートで「有意義だった」と回答する者が全回答者の92%以上となるよう、要望事項の数等を活動モニタリング指標とし、必要に応じて、年度内においても研修内容、研修方法、教材等の部分的な改善を図る。
- ③情報・研修館が実施する研修の改廃・移管に関する基本計画の骨子案（平成28年度に第一次骨子案を策定済）を踏まえ、名古屋市内で毎年度1回開催してきた知的財産活用研修[検索コース]については、受講者が募集定員の半数以下となっているため平成29年度から隔年開催とすることとし、次回は平成30年度の開催とし平成29年度は開催しない。また、平成28年度まで独立した研修として実施してきた知的財産権研修[産学官連携]は、その研修内容を知的財産活用研修[活用検討コース]に統合して内容の充実を図ることとする。

<政策課題に掲げられた新たな研修教材の開発と利活用の推進>

- ①「知的財産政策に関する基本方針」（平成25年6月7日閣議決定）において掲げられたグローバル知財人財の育成については、グローバル化を進める中小企業の経営層や経営支援層等の人材育成を目的に平成27年度から28年度にかけて開発した計30編のケース教材（ティーチングノート付）と自学自習用のブックレット教材の利用促進活動を平成29年度から本格的に開始する。さらに、利用者の要望等を踏まえつつ、ケース教材の改訂や新規教材の作成等を必要に応じて行う。
- ②ケース教材の利用促進活動の一環として、中小企業の集積度が高い首都圏や近畿圏等の主要地域においてセミナー等を開催すると同時に、情報・研修館のホームページにて電子化した教材のダウンロードサービスを提供し商工団体、中小企業支援機関、大学等での利用を促進する。また、ブックレット教材についてもダウンロードサービスと広報活動によって、広範な中小企業の経営陣、中小企業支援機関の支援人材による利活用を促進する。
- ③ケース教材の活用促進セミナー等では、アンケート調査を実施し、ケース教材の普及や今後の改訂等に役立てる。

(2) 情報通信技術（ICT）を活用した学習機会の拡大

<eラーニング教材の開発と改訂>

- ①スマートフォンやタブレット端末等でも教材コンテンツ等の視聴が可能となる新たなeラーニング提供システムが平成28年度第3四半期末から運用開始となったことを踏まえ、社会人の自己研鑽型学習機会の拡大、学校等での知財学習での利用促進を進めていく。
- ②平成29年度は、平成28年度に策定したeラーニング教材開発・改訂に関する基本計画（骨子案）を踏まえ、特許庁職員向けのeラーニング教材の改訂を順次進めて行くとともに、企業

等で知財戦略や知財活用に関する業務に従事する者に役立つ新規教材の開発を行う。平成29年度に改訂または開発するeラーニング教材は、計6編を目標とする。

- ③eラーニング教材の利用者アンケート調査結果の内容を整理・分析して、平成30年度以降のeラーニング教材の開発において参考資料として利用する。

<知財デジタル教材等の開発>

- ①情報通信技術（ICT）の普及を踏まえ、情報・研修館が実施する研修等で用いる教材や説明資料のうち、著作者等の了解が得られるものを電子化し、広く一般に提供する。平成29年度は、平成28年度末に提供開始したものも含め、自己研鑽型学習に利用できる教材の普及に努める。

(3) 明日の産業人材への知財啓発

<明日の産業人材の知財学習支援>

- ①明日の産業人材である専門高校生や高等専門学校生の知財学習を支援する、知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業では、展開型（事業期間：最長3年）と導入・定着型（事業期間：1年）との2種目に分けて公募し、外部有識者で構成される推進委員会で採択候補を選定し、展開型については、事業実施校から年度末に提出される中間成果報告書を同委員会で評価し、委員会からの指摘事項等に基づいて活動の改善を図る必要がある場合には活動改善を求める。本事業で知財学習に取り組んだ生徒・学生数、事業実施校から生まれるグッドプラクティスの件数等を活動モニタリング指標とし、適切な業務管理を行うことによって、将来の知的財産制度ユーザーの拡大を目指す。
- ②第27回全国産業教育フェア（10月に秋田県で開催予定）において、知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業での取組成果を展示・発表する「成果展示・発表会」を開催し、開催地の地元企業、マスコミ関係者、行政関係者等を含む有識者の審査により優れた取組を表彰する。

<パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの開催>

- ①知財学習に取り組む全国各地の明日の産業人材である生徒・学生等の発明や意匠創作を公募し、優れた発明や意匠創作の表彰と出願支援を行うパテントコンテスト・デザインパテントコンテスト（文部科学省、特許庁、日本弁理士会、情報・研修館の共催）について、事務局として、同コンテストの企画、公募業務、選考委員会の運営、表彰式の運営等を担当し、開催する。
- ②同コンテストへの応募に取り組む学校数が平成27年度の実績値の110%以上となるよう、学校訪問による啓発活動及び広報活動の回数、学生・生徒の成果の報道件数等を活動モニタリング指標とし、適切な業務管理を行う。

(4) 国内外の知的財産人材育成機関との連携・協力の推進

<国内の知財人材育成機関との協力事業の推進>

- ①民間の知的財産人材育成機関6団体と情報・研修館から構成される知的財産人材育成推進協議会の事務局として、構成団体間の情報交換と意見交換の場の提供、協議会が主催するオープンセミナーの企画・運営、知財人材育成に関する協議会としての提言の取りまとめ作業等を行う。
・平成28年度に設置された知財創造教育推進コンソーシアムにおいて、参加関係機関・団体等との連携・協力を深めていく。

<日中韓の知的財産人材育成機関の協力事業の推進>

- ①従来から協力関係にある中国知識産権トレーニングセンター及び韓国国際知識財産研修院との協力事業として、民間企業等の知財スタッフや弁理士等の知財専門家を主対象としたセミナーを平成29年度は近畿地域で開催する。
- ②中国知識産権トレーニングセンターや韓国国際知識財産研修院との定期会合（年度内に1回以上）を開催し、知的財産人材育成に係る各機関の最新の取組等について情報交換と意見交換を行うとともに、知的財産関連人材の育成用教材の相互交換、各国で実施されるセミナーへの講師の相互派遣等について協議し、合意された事項については着実に実施する。

<ASEAN諸国等との連携の推進>

- ①平成27年度から協議を重ねてきたベトナムの知的財産人材育成機関との意見交換の内容、我が国企業の進出意欲が高い国であることを踏まえて、ベトナムとの協力事業（例えば、ベトナムにおける知財人材育成セミナー等への講師派遣）の具体化を図る等、ASEAN諸国等との連携強化を進める。

【主要な目標と活動モニタリング指標】

- ①民間企業・行政機関等の人材に対する研修では、特許庁及び情報・研修館が保有する知識・経験及びノウハウ等を活用した実務能力育成を目的とする研修を中心にしつつ、我が国企業における関心の高まりを踏まえた知財戦略を中心とする戦略思考力の育成を目的とする内容を既存の一部研修に組み込む等の改善を行い、計10の研修を確実に実施する。受講後アンケート調査結果において「有意義だった」と回答する者が全回答者の92%以上となるよう、要望事項の分析回数や改善検討回数等を活動モニタリング指標として業務マネジメントを行い、優先度が高いものについては、年度内においても研修内容、研修方法、教材等の部分的な改善を進める。
- ②グローバル知財人材を育成するために、平成27～28年度に開発した計30編のケース教材（ティーチングノート付）と自学自習用のブックレット教材の活用を促進するため、教材等活用促進セミナーを中小企業の集積度が高い首都圏や近畿圏等の主要地域で開催する。また、利用者の要望等を踏まえつつ、ケース教材の改訂や新規教材の作成等を必要に応じて行う。
- ③eラーニングの利用促進のため、平成28年度に策定したeラーニング教材開発・改訂に関する基本計画（骨子案）を踏まえ、既存のeラーニング教材の改訂ならびに新規教材の開発を行う。平成29年度に改訂または開発するeラーニング教材は、計6編を目標とする。

- ④情報・研修館が実施する研修等で用いる教材や説明資料のうち、著作者等の了解が得られるものを電子化することとし、自己研鑽型学習に利用できる教材等（グローバル知財人財育成に資するブックレット教材を含む）を電子化し、広く一般に提供する。
- ⑤明日の産業人材である生徒、学生等を対象に、将来の知的財産制度ユーザーの拡大を目指すとともに、パテントコンテスト・デザインパテントコンテストへの応募に取り組む学校数が平成27年度の実績値の110%以上となるよう、啓発活動と広報活動の回数、学生・生徒の成果の報道件数等を活動モニタリング指標とし、適切な業務管理を行う。

Ⅲ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 業務の効果的な実施

(1) 目標管理と進捗管理を基本に据えたPDCAマネジメント

- ①中期目標に定める成果指標と効果指標に掲げられた目標を達成するため、本年度計画に定めた目標について、業務遂行ロードマップを定め、活動モニタリング指標やマイルストーン等を活用して、個々の事業の特性や政策課題に応じた効果的で質の高い業務遂行を実施する。
- ・平成29年度は、「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」（平成28年9月1日 まち・ひと・しごと創生本部決定）にもとづき、第2四半期中に近畿統括本部を大阪市内に設置し、近畿地域を主な活動範囲として特に中小企業等のユーザーに対する支援サービスを強化するとともに、特許庁の同地域における活動と緊密な連携を図る。
 - ・近畿統括本部の開設準備のため、情報・研修館に近畿統括本部設置準備室（室長：総務部長）をおき、近畿統括本部の所掌業務が円滑かつ効率的に実施できるよう、オフィスの確保、配置する人員及び組織体制の整備、業務遂行に関する規程等の整備、情報・研修館の東京オフィスとの円滑な業務連携のためのWeb会議システム導入等の業務マネジメントに係る事項に加え、企業等への支援サービス機能、公報情報等提供機能及び特許庁が行う面接審査・テレビ面接審査のサポート機能等のサービス提供において必要なインフラ等の整備、近畿統括本部のWebサイトやサービスガイド等の準備等の作業を順次進める。
 - ・近畿統括本部の設置とサービス提供は平成29年度の新規業務の中でも最も業務量が多い業務であることを踏まえ、これを円滑かつ効果的に遂行するため、業務の目標管理と進捗管理を確実に行う。そのため、毎週定期的に開催する連絡会（理事長、理事、センター長、情報統括監、人材開発統括監、総務部長で構成する会議）、運営会議（連絡会メンバーと業務担当部長で構成する会議）をはじめとする各種会議において、業務の進捗状況や重要な業務活動モニタリング指標の推移状況を把握し、遅れや課題が顕在化したときには迅速に対策等を講じる。
- ②理事長及び理事は、情報・研修館の組織及び業務運営、業務計画等に関する重要事項について、役員会を原則月1回開催し、監事及び各部長等の管理職員から意見を求めた上で、意志決定を行う。また、理事長及び理事は、役員会のほか、定例の運営会議、重要・新規案件検討会、調達検討会、契約審査委員会を必要に応じて随時開催し、業務執行状況、予算執行状況、新たな

課題の発生状況、調達方針等を的確に把握し、必要に応じ実効性のある改善策等について担当部長等と協議し、業務の目標管理と進捗管理を適切に行う。

- ③業務担当部長等は、所掌する業務の業務遂行ロードマップを定めるとともに、進捗状況等を反映する活動モニタリング指標とマイルストーンを定め、業務執行状況、予算執行状況、新たな課題の発生状況等を適確に把握し、適切に業務マネジメントを行う。
- ④業務担当部長等は、所掌する業務において業務遂行過程で重大な問題が発生したときは、直ちに役員等に報告し、役員からの対応策等の指示により迅速、適確な対応を行う。
- ⑤個々の業務の担当責任者は、定められたロードマップ、活動モニタリング指標、マイルストーンにもとづいて業務を遂行する。業務の進捗状況については、適宜、業務担当部長、役員等と共有し、課題等が発生したときは上位者に直ちに報告し指示を仰ぐこととする。

(2) 組織内外の人材の知見とノウハウ等の効果的な活用

- ①外部有識者等の人材がもつ知見とノウハウを活用するため、外部有識者等へのヒヤリングによる意見聴取や外部有識者等が役員等に対して適時に助言・提言等のできる環境を積極的に取り入れ、業務改善等に反映する。
- ②知財戦略・知財活動に資するテーマを掲げたフォーラム等の企画業務など、館内の複数部署の異なる知識やノウハウを活用することが効果的と思われる業務については、部署横断的なタスクフォースチームを編成するなど、効果的かつ効率的な業務遂行体制を構築して取り組む。

(3) 業務の効果的実施に必要な総合職人材、専門職人材の採用と育成

- ①正規職員への登用審査を前提としたテニユアトラック型の契約職員の採用において、平成29年度は総合職人材及び専門職人材を合わせ、計4名程度を採用する。
- ②正規職員への登用審査を前提としたテニユアトラック型の契約職員に対しては、人材育成計画に則って業務を担当させ、一定期間後に能力評価等登用審査を実施して早期の正規職員登用を目指す。

【主要な目標と活動モニタリング指標】

- ①役員会は原則月1回開催、定例の運営会議は原則毎週1回開催、重要・新規案件検討会、調達検討会は必要に応じて随時開催とし、適切な業務管理を行う。
- ②正規職員の登用審査を前提とした契約職員を4名程度採用し、人材育成計画に則った業務指導の回数、業務遂行能力の把握回数等を活動モニタリング指標とし、能力評価等公正な登用審査を経て早期の正規職員への登用を目指す。
- ③業務の効率化とワークライフバランスの推進等により、職員の月1休暇の取得人数を平成28年度（平成28年4月～平成29年1月の間）の平均59.8人を、62人以上とすることを目標とする。また、職員の時間外労働の状況を定期的に把握し、必要がある場合には、役員が、当該職員が所属する担当部長等及び当該職員と面談を行い、改善策を検討する。

2. 業務運営の合理化

(1) 業務改革の推進

- ①情報・研修館の各業務について、平成28年度に実施した業務プロセスの可視化や無駄の洗い出し、業務全体に視点をおいたビジネス・プロセス・リエンジニアリング（BPR）の検討の結果等を踏まえて策定した情報・研修館の次期業務基盤システムに関する基本構想にもとづき、情報・研修館の次期業務基盤システム（平成30年1月より運用開始予定）の調達手続きを進める。
- ②47都道府県の知財総合支援窓口の平成30年度からの請負事業者公募に向け、事業環境の変化で生じる新たな業務の検討、業務プロセスにおける非効率な無駄の洗い出しと改善策の検討等を平成29年度上半期末までに行い、同下半期に請負事業者の公募を行い、下期末までに請負事業者を選定し、次期事業者との契約を締結すると同時に、次期請負事業者に対する業務マニュアル等の改訂も行う。
- ③平成28年度に導入した情報・研修館と47都道府県の知財総合支援窓口とのWeb会議システムを効果的に運用し、知財総合支援窓口が請け負う業務に関する連絡・調整等のマネジメントを効果的かつ効率的に行う。

(2) 特許庁が進める「特許庁業務・システム最適化計画」と連動する業務の合理化

- ①「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗と連動しながら情報・研修館の業務・システムの合理化を進めるため、特許庁から提供される情報の内容を精査・検討し、情報・研修館の業務・システムの合理化を進める。

【主要な目標と活動モニタリング指標】

- ①情報・研修館の次期業務基盤システムの調達計画、次期知財総合支援窓口の業務改革の推進計画のそれぞれについて、マイルストーンを設定したロードマップを定め、進捗状況のマイルストーン管理を的確に実施する。

3. 業務の適正化

(1) 一般管理費と業務経費の効率化

- ①情報・研修館の次期業務基盤システムの調達においては、情報セキュリティ保護に強化に伴う過大な経費増大を招かないよう、取り扱う情報の機密性に応じ、機密性が非常に高い情報を扱うシステムとそれ以外の情報を取り扱うシステムを分離することとする。また、近畿統括本部の設置に伴って既存の近畿地域ブロック担当者のオフィスを近畿統括本部内に移転して廃止・統合することによる業務経費削減をはじめ、新たな実施や拡充を求められた業務においてもインフラ等に統合による業務経費の削減に努める。
- ・民間企業・行政機関等の人材に対する研修については、28年度に第一次事骨子案を策定した改廃・移管に関する基本計画を踏まえ、本年度計画に基づき、着実に効率化を進める。
- ②新たに実施または拡充を求められた業務を除く業務経費については、第四期中期目標期間の目

標（4%以上の効率化）を図るため、平成28年度の経費に対する平成29年度の効率化達成度の目標を1.3%とする。

(2) 委託等によって実施する業務の適正化

- ①平成29年度に予定されている委託契約及び請負契約については、競争性のある調達を原則とし、調達仕様書の内容の見直し、入札説明会の内容充実又は意見招請機会の提供等によって、契約における透明性と公平性を確保する。
- ②「平成29年度独立行政法人工業所有権情報・研修館調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その結果を情報・研修館のホームページに公表する。また、契約監視委員会による精査と指示等に基づいて、契約の適正化を推進する。

【主要な目標と活動モニタリング指標】

- ①新たな実施や拡充を求められた事業を除く従来からの事業の効率化については、平成28年度の経費に対する平成29年度の効率化達成目標を1.3%とし、一部事業の廃止または統合等、競争的調達の推進等の業務の適正化による経費削減効果等の検討件数と実施件数を活動モニタリング指標として、年度目標の達成に向けた取組を進める。

4. 給与水準の適正化

- ①人事院勧告等を踏まえた給与改定を実施することにより、国家公務員と同程度の給与水準を維持する等、給与水準適正化の取組を継続的に行う。
- ②給与水準の検証結果等は、情報・研修館ホームページに公表する。

IV 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 財務内容に関する信頼性と透明性の確保

- ①経理、決算の事務処理や財務諸表の作成作業等、経理全般業務を適正に処理するため、外部専門機関及び外部人材の知見を積極的に活用する。
- ②財務諸表を情報・研修館のホームページで公開し、財務内容の透明性を確保する。

2. 効率化予算による運営

- ①「Ⅲ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた要件を踏まえて作成した、別紙1の平成29年度予算に基づき、効率的な運営を行う。
- ②独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益

化が原則とされたことを踏まえ、事業のまとまりごとに予算と実績を管理する体制を構築し、厳格な執行管理を行う。

3. 業務コストの削減と官民競争入札等の導入

- ①情報・研修館における出張手続の業務について、管理会計手法（業務コスト分析等）を利用した業務プロセスの分析を継続的に行い、効率性向上とコスト削減に資する業務改善が見込まれるものについては、具体案の検討を進め、実施可能なものから順次、実施に移す。
- ②委託契約及び請負契約によって外部の民間等機関を活用する業務については、「平成29年度独立行政法人工業所有権情報・研修館調達等合理化計画」に基づいて、調達情報等を情報・研修館ホームページに掲載し、可能な限り競争的手法による契約締結を進めることによって業務コストの削減等を推進する。

4. 自己収入の確保

- ①民間等の人材を対象とする研修（例えば、調査業務実施者の育成研修）については、受益者負担を原則として、研修実施に必要な実費と受講料との均衡度合について精査し、不均衡状態であると認められる場合は受講料の見直しを行う。
- ②自己収入の拡大を図るための措置等について、引き続き検討し、実効性があると判断できる措置については投資対効果比についても検討し、必要な投資を行う。

V その他業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 内部統制の充実・強化

(1) 内部統制の基盤の充実

- ①内部統制の4つの目的（業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全）、内部統制の要素（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング及びITへの対応）の理解促進を図るための研修会を年間1回以上開催し、受講者が「業務に活かしたい」「業務に活かせると思う」と回答する者の数をモニタリング指標とし、全職員の理解度を80%以上とする。研修の内容は、事例紹介を重視し実務に役立つものとする。
- ②内部統制の考えを日常の業務に反映するため、引き続き、連絡会を毎週定期的に開催するとともに、原則週1回の頻度で定例の運営会議を開催する。なお、緊急の案件等が発生した場合は臨時に連絡会を招集して迅速な対応を行う。また、継続的なフォローが必要な重要プロジェクトについては、役員と業務担当部長等及び業務担当責任者が参加する重要・新規案件検討会を開催し、進捗管理とリスク低減方針等を決定し、重要なプロジェクトの目標管理とプロジェクト

ト管理等を行う。

- ③監査室は、情報・研修館の業務に関わる諸制度及び業務の遂行状況について、適法性、妥当性及び有効性を診断する内部監査を実施して内部監査報告書を理事長に提出し、理事長は監事の意見を聴取した上で、必要な措置を指示する。
- ④監事による事業等に関する監査が有効かつ迅速に組織内で生かされるよう、監事が理事長に監査結果等を報告する定例監事監査報告会を概ね2ヶ月に1回程度開催する。

(2) 情報・研修館の業務特性に応じた情報セキュリティ関係の取組

- ①情報・研修館の情報セキュリティポリシー及び同ガイドラインに基づいて業務を適正に遂行するため、館内研修を年1回以上実施する。
- ②全ての役職員に、独立行政法人情報処理推進機構が提供する情報セキュリティ対策等を熟知させ、通常業務の中でウイルス感染リスクが高いとされる安易なメール添付ファイル開封等を防止するため、全役職員を対象とした模擬演習等を年2回以上実施する。
- ③独立行政法人情報処理推進機構等が提供する情報システムの脆弱性等に関する最新情報やウイルスメール情報をチェックし、情報システムの脅威となり得る情報を得た場合は、館内全役職員に対して速やかに適切な対策を講じる。
- ④情報・研修館が管理・運用する情報システムに対するサイバー攻撃が発生した場合、館内外への被害の拡散防止等速やかな対応を行うとともに、必要に応じ、独立行政法人情報処理推進機構等とも連携しながら迅速に対応する。
- ⑤監査室は、業務及び委託等により外部機関に実施させる業務において、情報セキュリティポリシーが遵守される仕組みとなっているか、情報システムのセキュリティ対策が適切に行われているか等について、外部の監査機関等と協力して監査を実施し、監査報告書を最高情報責任者（Chief Information Officer：CIO）の任にある理事に提出し、理事は理事長、監事及び情報統括監の意見を聴取した上で、必要な措置を行う。
- ⑥特許庁庁舎大規模改修計画にもとづく情報・研修館の特許庁庁舎からの外部移転等に伴って整備が必要となる、次期業務用情報システムの導入・運用においては、取り扱う情報の機密性に応じて業務用情報システム分離することとし、それぞれのシステムに最適化した仕様を定め、調達等の作業を進める。

【主要な目標と活動モニタリング指標】

- ①内部統制に関する理解促進を図るために開催する研修会において、受講者へのアンケート等における「業務に活かしたい」「業務に活かせると思う」と回答する者を、全受講者の80%以上とする。
- ②監査室が行う内部統制及び情報セキュリティ遵守に関する監査報告における改善課題の数（重要な改善事項）が3つ以内となるよう、日常的に内部統制システムを見直すこととする。
- ③情報・研修館が管理・運用する情報システムについては、外部の監査機関等と協力して監査を実施し、監査報告書を最高情報責任者（Chief Information Officer：CIO）の任にある理事に提出し、理事は理事長、監事及び情報統括監の意見を聴取した上で、必要な措置を行う。

- ④情報・研修館の次期業務用情報システムの導入・構築においては、仕様策定作業、調達手続き、調達後のシステム開発、開発システムのセキュリティテスト等の業務管理を行うため、業務管理ロードマップを定め、進捗管理を的確に実施する。

2. ユーザーフレンドリーな事業展開

- ①地域におけるユーザーのニーズにきめ細かく、迅速に対応するため、情報・研修館が各地域に配置する地域ブロック担当からの情報を確実に収集し、地方公共団体や地域の関係団体との連携・協力を積極的に推進・拡大する方策の検討を開始する。
- ②中堅・中小企業の集積度が高い近畿地域に設置される近畿統括本部については、地域の声を十分に踏まえながら、円滑かつ効果的な業務運営を図る。

3. 特許庁等との連携

- ①特許庁への業務報告、特許庁との人事交流及び業務管理における協力等を含め、特許庁とは密接な情報交換と意見交換を行い、情報・研修館の業務水準の向上、ユーザーへのサービス水準の向上を図る。
- ②47都道府県の知財総合支援窓口による地域の中堅・中小・ベンチャー企業の相談対応と支援を強化するため、特許庁との協議会を定期的に開催するとともに、経済産業局等、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本貿易振興機構等の関係機関との協議・意見交換も適宜実施することにより、実効性の高い業務協力を進める。平成29年度第2四半期中に設置される近畿統括本部については、特許庁の同地域における活動との緊密な連携を図る。
- ③特許庁及び経済産業局等が主催する巡回特許庁において、知財総合支援窓口等の臨時相談窓口の設置や情報・研修館の施策紹介等を行うことで、地域における知的財産の効果的な普及を図るとともに地域の中堅・中小・ベンチャー企業の相談対応等支援サービスの充実を図る。

4. 広報活動の強化

- ①情報・研修館のホームページに常に最新のユーザー向け事業の情報を掲載し、各種イベント等についてマスコミへのプレス発表を積極的に行うとともに、ソーシャルネットワークサービスを活用した広報についても拡大し、プレス発表回数及びソーシャルネットワークサービスへの情報発信回数の合計を60回以上とする。
- ②情報・研修館が管理・運用する情報・研修館のホームページ及び各種情報提供サイトのアクセスログ・データの解析結果、ソーシャルネットワークサービスを介して発信した情報への閲覧者の反応、情報・研修館が行う各種アウトリーチ活動におけるアンケート結果等を参考にして、効果的な広報が展開できるように必要な改善措置を検討し、適宜実施に移す。

【主要な目標と活動モニタリング指標】

- ①ソーシャルネットワークサービスへの情報発信回数、プレスリリース回数の合計を60回以上とすることを旨とする。
- ②情報・研修館が運用する情報・研修館のホームページ等のアクセスログ・データの解析結果、ソーシャルネットワークサービスで発信した情報への反応、情報・研修館が行う各種アウトリーチ活動におけるアンケート結果等の広報改善における利用の検討回数、改善措置の実施数を活動モニタリング指標とし、適切な業務マネジメントを行う。
- ③情報・研修館が運用する情報・研修館のホームページ及び各種相談支援サイトのアクセス回数、情報提供サイトに掲載した資料等のダウンロード数、情報・研修館が作成した資料やパンフレット等の官民関係機関や企業等での利用数等を活動モニタリング指標として、利用者の目線に立った広報活動の改善を目指すこととし、適切な業務マネジメントを行う。

5. 特許庁庁舎の大規模改修への対応

- ①特許庁庁舎の大規模改修による平成28年度の特許庁審査部の移転に伴い、情報・研修館からの審査業務に対する技術文献、出願書類（包袋）等の提供、及び特許庁審査官に対する研修の移転先での一部実施等の業務で支障が生じないように、適切な業務マネジメントを実施する。
- ②特許庁庁舎の大規模改修計画に則って、平成30年12月に情報・研修館が特許庁庁舎から外部借室への移転が円滑に進むよう、移転候補地となり得る複数の物件候補の情報収集を本格的に開始する。さらに、移転により生まれる新たな業務の工数等の見積もり、移転による受益者サービスの低下を最小限にするための方策等についても特許庁と連携しながら検討を進め、実施可能な移転計画案を策定する。

VI 予算、収支計画及び資金計画

別紙1～3

VII 短期借入金の限度額

運営費交付金の受入の遅延、その他予見し難い事象の発生等により生じた資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、30億円とする。

VIII 重要な財産の処分等に関する計画

なし

IX 剰余金の使途

平成29年度において剰余金が発生したときは、翌年度において後年度負担に配慮しつつ、知的財産分野における我が国が取り組むべき政策課題・重要施策等である「産業財産権情報の提供」、「知的財産の権利取得・活用の支援」、「知的財産関連人材の育成」を推進するため、以下の使途に充てる。

1. 産業財産権情報提供の機能向上
2. 審査、審判に関する図書・文献の追加購入
3. 知的財産の権利取得・活用支援の拡充
4. 研修の充実
5. 研修に係る設備の改修
6. 業務用情報システム及びセキュリティの向上

X その他業務運営に関する事項

1. 施設・設備に関する計画

なし

2. 人事に関する計画

- (1) 情報・研修館の各部・センター及び近畿統括本部では、各部署の常勤職員の業務量を把握し、役員は職員の労働時間の増大を招かないよう、必要に応じ人員配置の見直し等の措置を講じる。
- (2) 職員に関する人事異動においては、常勤職員の能力とキャリアにもとづく適材適所の配置を行うとともに、外部人材の採用・活用による業務実施体制の強化を図るため、採用から一定期間の後に行う登用審査を経て正規職員に登用することを前提とするテニュアトラックタイプの契約職員の新規採用、専門分野において深い識見と経験を有する契約職員の採用・活用を積極的に進める。

3. 積立金の処分に関する事項

なし

4. その他

本計画については、今後、情勢の変化がある場合には、機動的な対応が可能となるよう適時適切に見直しを行うことがある。

(別紙1) 平成29年度予算

(単位：百万円)

区 別	産業財産権情報 の提供事業	知的財産の権 利取得・活用 の支援事業	知的財産関連 人材の育成事 業	共通	合計
収入					
運営費交付金	4,887	5,839	920	495	12,141
複写手数料収入	2	0	0	0	2
研修受講料収入	0	0	98	0	98
計	4,889	5,839	1,018	495	12,241
支出					
業務経費	4,635	5,503	787	0	10,925
産業財産権情報の提供 事業経費	4,635	0	0	0	4,635
知的財産の権利取得・ 活用の支援事業経費	0	5,503	0	0	5,503
知的財産関連人材の育 成事業経費	0	0	787	0	787
人件費	254	336	231	22	844
一般管理費	0	0	0	473	473
計	4,889	5,839	1,018	495	12,241

[注釈]

- ・人件費については、各事業欄に業務部門の人件費を、共通欄に退職手当相当額を計上している。
- ・各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(別紙2) 平成29年度収支計画

(単位：百万円)

区 別	産業財産権 情報の提供 事業	知的財産の 権利取得・ 活用の支援 事業	知的財産関 連人材の育 成事業	共通	合計
費用の部	4,920	5,839	1,025	496	12,280
経常費用	4,920	5,839	1,025	496	12,280
産業財産権情報の提 供事業費	4,634	0	0	0	4,634
知的財産の権利取 得・活用の支援事業 費	0	5,503	0	0	5,503
知的財産関連人材の 育成事業費	0	0	787	0	787
人件費	254	336	231	22	844
一般管理費	0	0	0	473	473
減価償却費	31	0	8	1	40
財務費用	0	0	0	0	0
収益の部	4,920	5,839	1,025	496	12,280
運営費交付金収益	4,887	5,839	920	495	12,141
複写手数料収入	2	0	0	0	2
研修受講料収入	0	0	98	0	98
寄附金収益	0	0	0	0	0
資産見返負債戻入	31	0	7	1	39
純利益	0	0	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0

[注釈]

- ・各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(別紙3) 平成29年度資金計画

(単位：百万円)

区 別	産業財産権 情報の提供 事業	知的財産の 権利取得・ 活用の支援 事業	知的財産関 連人材の育 成事業	共通	合計
資金支出	4,889	5,839	1,018	495	12,241
業務活動による支出	4,889	5,825	1,018	495	12,228
投資活動による支出	0	13	0	0	13
財務活動による支出	0	0	0	0	0
次期中期目標の期間へ の繰越金	0	0	0	0	0
資金収入	4,889	5,839	1,018	495	12,241
業務活動による収入	4,889	5,839	1,018	495	12,241
運営費交付金による 収入	4,887	5,839	920	495	12,141
複写手数料収入	2	0	0	0	2
研修受講料収入	0	0	98	0	98
その他の収入	0	0	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0
前期中期目標の期間よ りの繰越金	0	0	0	0	0

[注釈]

- ・各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。